

静岡県多文化共生シンボルマーク使用取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、静岡県多文化共生シンボルマーク（以下「シンボルマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程においてシンボルマークとは、別表に掲げるシンボルマーク及びこれを展開したものをいう。

(シンボルマークに関する権利)

第3条 シンボルマークに関する著作権は、静岡県（以下「県」という。）に属する。

(使用対象)

第4条 シンボルマークは、広く静岡県の多文化共生社会づくりに寄与すると認められるものについて使用できるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用を承認しないものとする。

- (1) 法令もしくは公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき
- (2) 特定の政治、思想、宗教の活動に使用されるおそれのあるとき
- (3) 特定の個人又は団体の売名に使用されるおそれのあるとき
- (4) 自己の営利目的で使用されるおそれのあるとき
- (5) 県の中立性を侵すおそれのあるとき
- (6) 県のイメージや品位をおとしめるおそれのあるとき
- (7) 適正な使用方法に従って使用しないおそれのあるとき
- (8) その他その使用が不適當と認められるとき

(使用承認の申請等)

第5条 シンボルマークを使用しようとする者は、あらかじめ、「静岡県多文化共生シンボルマーク」使用申請書（別紙様式1）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 静岡県企画部多文化共生課から静岡県の後援名義の使用を承認されたものに使用するとき
- (2) 多文化共生月間における関連イベントとして静岡県公式ウェブサイトに掲載されたものに使用するとき

2 知事は、前項の規定に基づき、シンボルマークを使用しようとする者から申請書の提出があったときは、その内容を審査し、シンボルマークの使用を承認するときは、「静岡県多文化共生シンボルマーク」使用承諾書（別紙様式2）を交付するものとする。

3 第1項の承認を受けることができるのは、次のものに限る。

- (1) 静岡県内に住所を有する者
- (2) 静岡県内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (3) 静岡県内に存する学校に在学する者
- (4) 静岡県内に事務所又は事業を有する個人及び法人その他の団体
- (5) 前各号のほか、特に知事が認める者

(使用承認の条件)

第6条 知事は、第5条の規定により使用を承認するときは、シンボルマークの使用法その他について、条件を付することができる。

(遵守事項)

第7条 第5条の規定により使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) この規程及び静岡県多文化シンボルマーク使用マニュアルを理解し、これに従うこと
- (2) その他各種法令を遵守すること

(使用料)

第8条 シンボルマークの使用料は無償とする。

(使用承認の取消し)

第9条 知事は、第7条の規定又は使用承認の内容に違反していると認められるときは、その使用承認を取り消すことができる。

2 知事は、使用者が次の各号に該当することが判明したときは、その使用承認を取り消すものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
- (2) 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
- (3) 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
- (5) 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

(事故、苦情等の処理)

第 10 条 シンボルマーク使用に関する事故又は苦情等（以下「事故等」という。）が発生した場合は、使用者が誠意を持って、使用者の責任のもとに必要な措置を講じなければならない。

2 前項に規定する事故等については、県はその責を負わないものとする。

(賠償責任等)

第 11 条 県は、シンボルマークの使用承認を行ったことに起因し使用者に生じた損失補償等について、一切の責任を負わない。

(情報の公開)

第 12 条 知事は、シンボルマークの適正な管理と、広く利用促進を図る観点から、使用承認の状況及び使用承認の取消し状況について情報を公開することができる。

(補則)

第 13 条 この規程に定めるもののほか、シンボルマークを使用する場合の取扱い等について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規程は、令和 7 年 10 月 17 日から施行する。

別表

